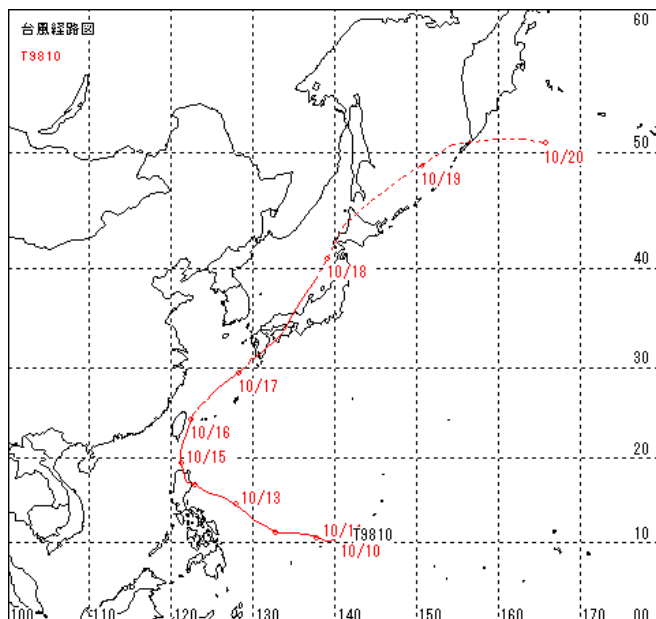


平成10年風水害・土砂災害

平成10(1998)年10月14～18日

■気象の概況

10月11日にマリアナ諸島の西海上で発生した台風10号は発達しながら西北西に進み、14日から15日にかけて台湾の東海上を北上した。その後、南西諸島の北の海上を北東に進み、17日午後4時半ごろ、鹿児島県枕崎市付近に上陸。九州南部から日向灘へ進み、17日午後9時ごろ、高知県宿毛市付近に再上陸し四国を経て、18日午前零時ごろ、岡山県玉野市付近に再々上陸した。その後、中国地方を経て日本海を北東に進み、18日午前9時ごろ、津軽半島沖で温帯低気圧に変わった。この間、停滞した前線の活動が活発となり、中部地方から九州地方にかけて広い範囲で大雨になり、長野県や四国地方の一部では期間降水量が400ミリを超えた。また、西日本や南西諸島を中心に最大風速が秒速20メートル以上になった地域があった。



参考文献：参考文献気象庁ホームページ



参考文献：国道交通省倉吉河川国道事務所「天神川水系防災ページ」など

岡山県では17日午後9時ごろから台風接近のため時間最大20ミリから60ミリの激しい雨となり、18日午前1時ごろまでの4時間ほどで総雨量の7割が集中する豪雨となる。津山市、鏡野町、久米町、旭町を中心とした広い範囲に集中的に降り、急激な増水によって吉井川や旭川では、計画高水位近くまで上昇した。鳥取県では天神川流域に多量の降雨をもたらし、天神川小田観測所では昭和34年9月の伊勢湾台風に次ぐ戦後2番目の大洪水となった。

■被害の状況

岡山県では10月17日から18日にかけての台風10号による豪雨により、死者4人、行方不明者1人、負傷者15人、全壊11世帯、半壊・一部損壊1221世帯、床上浸水21752世帯、床下浸水2810世帯にのぼる被害が出た。今回の出水は吉井川水系では戦後最大の洪水だった昭和20年9月18日の枕崎台風を上

回る規模。旭町（現在は美咲町）栃原地区では下方侵食などによる小崩壊が契機となってほぼ一枚の基盤岩上に形成されたすべり面から一気に崩壊性の地すべりが発生し、流下した土砂によって死者3人、負傷者3人、全壊1戸の被害が発生した。

参考文献：岡山県土木部防災砂防課ホームページ「砂防資料室」

鳥取県では住戸の被害として全壊2棟、一部破損1棟、床上浸水40棟、床下浸水427棟が確認された。また、740戸で停電が発生し、路盤流出でJR因美線が運休、航空便と船舶の欠航が発生した。農業被害は42億円に達した。

参考文献：台風情報データベース（九州大学川村隆一研究室）

この台風10号により広島、岡山両県で土砂崩れによる2件の惨事が起きている。尾道市美ノ郷町では3人が死亡。裏山が高さ50メートル、幅15メートルにわたって崩れ、木造平屋建ての民家の母屋を押しつぶし、深夜の一瞬の出来事だったことから逃げる間もなかったとみられる。土砂は軒下をすくうように直撃、家屋は谷に向かって滑るように崩れ、屋根を支えていた梁や土壁が3人に覆いかぶさった。離れにいて無事だった家族の一人は「大きな音がして外に出ようとしたが、戸が土砂でふさがれて開かなかった」と話していた。現場には県警機動隊、消防団、陸自など500人が集結してバケツリレーで泥をかき出し、梁や壁を一つずつ外へ出して3人の遺体を搬出した。

また、岡山県旭町栃原では裏山が崩れて木造二階建て母屋と離れ二棟が土砂に押しつぶされ、一家6人が生き埋めになった。うち居間にいた母子3人が死亡、ほかの3人は近くの小川からの浸水を食い止めるため玄関先にいて、全身を打つなど重傷を負った。現場は深い山あいであり、近くに民家はない。山肌にスギなどが植林された裏山が高さ100メートル、幅50メートルにわたって崩れたと当時は報じられている。

参考文献：中国新聞1998年10月19日付



上空⑤と側面⑥から見た旭町栃原の斜面崩壊現場（岡山県土木部砂防課）

トピック

被災者生活再建支援法

阪神・淡路大震災を契機に、自然災害で著しい被害を受けた人を支援することを目的に「被災者生活再建支援法」が平成10年5月22日付で公布された。要件を満たした場合、自然災害により住宅が全壊した世帯に最高で100万円を支給するもので、対象となる自然災害は平成11年度以降に生じたものとなっていたが、平成10年度の豪雨災害被災者に対しても同法を準用して支援金を給付することになった。

同法は阪神・淡路大震災の被災者の声の実を結んだ市民立法といえよう。同大震災では25万棟の建物が全半壊したが、配分された義援金は一人当たり50万円。遺族でなければ弔慰金もなく、住宅を再建する自己資金を持ち合わせる被災者は多くなかった。このため公的保障を求める声が高まり、署名は全国で2400筆に及び、兵庫県のほか全国知事会が政府に公的支援を要求した。さらに超党派の議連も政府に働きかけ、野党各党からも被災者支援法案が次々に提出された。国会で参考人となった作家小田実氏は「被災者を根本的に救うためには公的援助が必要である。本当の復興というのは市民生活の再建がないとできない。生活基盤の破壊を最小限公的援助で補うことは、個人的な財産の補償ではない。生活基盤の回復に必要な公的支援をすることによって市民生活の再建が成る。市民の生活の再建が成って初めて、真の意味のその地域における復興が成立する」と陳述している（要旨）。

参考文献：津久井進「大災害と法」（岩波新書）／「平成10年の風水害について」
（消防防災科学センターホームページ）